

がんばる中小企業応援事業補助金実施基準

がんばる中小企業応援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）第7条第2項に基づき、補助事業の実施に必要な事項を定める。

1 目的

「がんばる中小企業」として、実施要領第5条第2項により採択を受けた企業（以下、「採択企業」という。）が、採択に係る事業計画に基づき実施する取組をハード・ソフト両面から支援する。

2 補助対象者

採択企業

3 補助対象事業

採択企業が実施する次の①～③のいずれかの取組であって、採択に係る事業計画に基づくもの

- ①新商品の開発、生産、販売
- ②新分野進出
- ③新たな生産方法の導入（付加価値額年率2%向上の事業計画）

4 補助対象経費

採択企業が事業計画に基づき実施する取組に要する経費で、人材育成、専門家活用、機械器具等の導入、その他、取組に必要な経費とする（別表参照）。

5 補助率等

区分	補助率	補助上限額	事業費下限
①認定企業（②に該当する者を除く）	補助対象経費の1/3以内	製造業 1,000万円	100万円
②小規模企業者又はベンチャー企業	補助対象経費の1/2以内	同上	50万円

※ 「小規模企業者」とは、常時雇用する従業員の数が20人以下の事業者をいう。

[小規模企業者の従業員数について]

- ・ 会社役員（従業員との兼務役員は除く。）及び個人事業主本人は従業員数に含めない。
- ・ 以下のいずれかに該当する者は従業員数に含めない。
 - ① 日々雇い入れられる者及び期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は除く）。
 - ② 所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の従業員の所定労働時間に比べて短い者（1日又は1週間の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下）

※ 「ベンチャー企業」とは、創業後5年以内で、革新的な新技術・新サービスの開発成果を事業化する企業をいう。

6 事業期間

交付決定日から12ヶ月

別表 補助対象経費

経費区分	主 な 内 容	備考
謝金	・ 講師謝金 ・ 専門家コンサルタント謝金 ※技術支援等の専門知識を有する者に限る。	・ 全体事業費の 1/5 の範囲内までとする。
旅費	・ 講師旅費 ・ 専門家旅費 ・ 研修（技術習得研修、資格取得研修）や展示会等に必要 な従業員出張旅費	・ 旅費の限度額は、 県の旅費規程に準 ずるものとする。
研修・資格取得費	・ 外部研修機関受講料（技術習得研修） ・ 資格取得に係る受験料	
需用費	・ 新商品説明資料（パンフレット）等作成費 ・ 研修に係る教材費	
役務費	・ 運搬料、郵送料	
委託料	・ 新商品試作費 ・ 技術研究委託費	
外注加工費	・ 試作に係る原材料等の再加工・設計及び分析・検査等を 外注・依頼等する場合に要する経費	
使用料及び賃借料	・ 新商品等の展示会展出に係る会場料・展示什器使用料 ・ 各種研修（技術習得研修）の会場料・機器使用料	
公的認証等取得経費	・ 公的認証・品質表示等の取得に係る認定申請費用・認定 審査費用	
原材料費	・ 試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する 経費	
機械器具等導入費	・ 機械装置 ・ 工具・器具及び備品 ・ ソフトウェア（OS、ワープロ、表計算等の汎用性の高い ものを除く） ※機械器具等の導入については、購入のほか、借上、リー ス、割賦販売による購入も認めることとする。ただし、補 助対象経費に含めるものは、購入経費、賃借料、リース料 のうち事業実施期間内に支払ったもののみとする。	・ 生産設備の導入に ついては、雇用の維 持を要件とする。 ・ 車輛等について は、対象外とする。
その他	知事が必要かつ適当と認めるもの	
<p>【留意事項】</p> <p>(1) 次に掲げる経費は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定日より前に購入、設置、契約等を実施したもの ・ 飲食代 ・ 試作品以外の製品の原材料費、委託料、外注加工費等 ・ 事務所経費、事務経費、その他経常的経費 ・ その他、事業実施に必要と認められないもの 		

(2) 機械器具等導入費に係る中古品の取扱い

- ① 補助対象経費は、取得先の帳簿価格と取得価格のいずれか低い価格とし、取得に際し必要な修理、改良等を加えている場合は、補助対象経費に加算してよい。なお、取得先の帳簿価格の把握が困難な場合については、新品時の購入年度が明らかであって、カタログ等により購入価格が適正な価格であることが明らかな場合に限り対象とする。
- ② ①の規定にかかわらず、古物商等から中古の機械及び装置等を取得する場合にあっては、取得価格を補助対象経費とする。

(3) 機械器具等導入費の取扱いについて

- ・ 機械設備の購入に関して、機械設備を新たに導入したことに伴い、作業効率が軽減し、その結果増産となるだけの取組は、設備の単純更新とみなし、補助対象とはしないものとする。
機械設備を導入し、新たな受注先への対応のために導入するものや新たな製品を製造するための導入は対象とする。